

令和4年度
第1回江別市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年7月26日(火)
午後6時30分～
場 所 市民会館37号室

《 会 議 次 第 》

- 1 開 会
- 2 委 嘱 状 交 付
- 3 市 長 挨 拶
- 4 委 員 の 紹 介
- 5 江別市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について
- 6 報 告 事 項
 - (1) 国民健康保険制度と統一保険料(税)について
 - (2) 令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について
 - (3) 令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

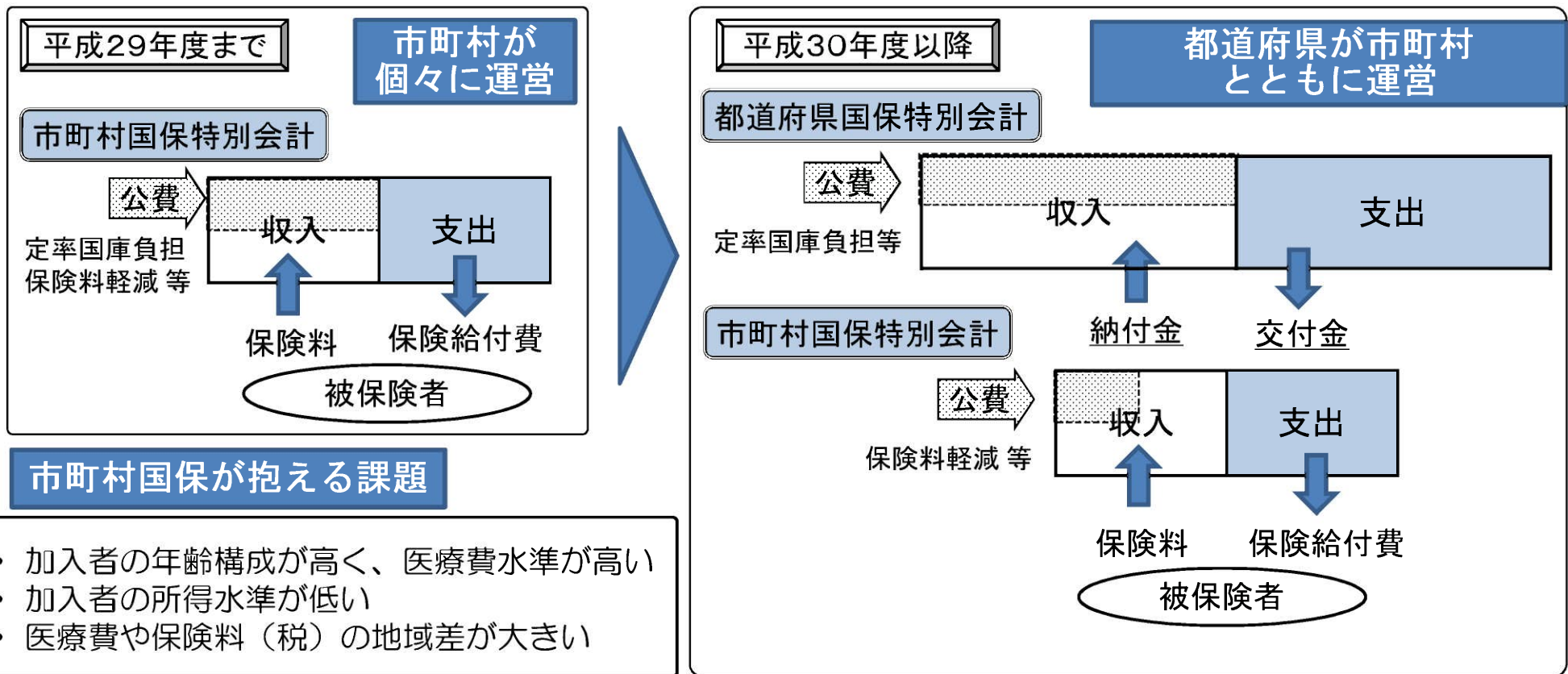
国民健康保険制度と 統一保険料（税）について

令和4年7月26日
健康福祉部国保年金課

1 国民健康制度改革の概要

平成30年4月1日から新しい国民健康保険制度が施行

(持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成27年5月27日成立))



市町村国保が抱える課題

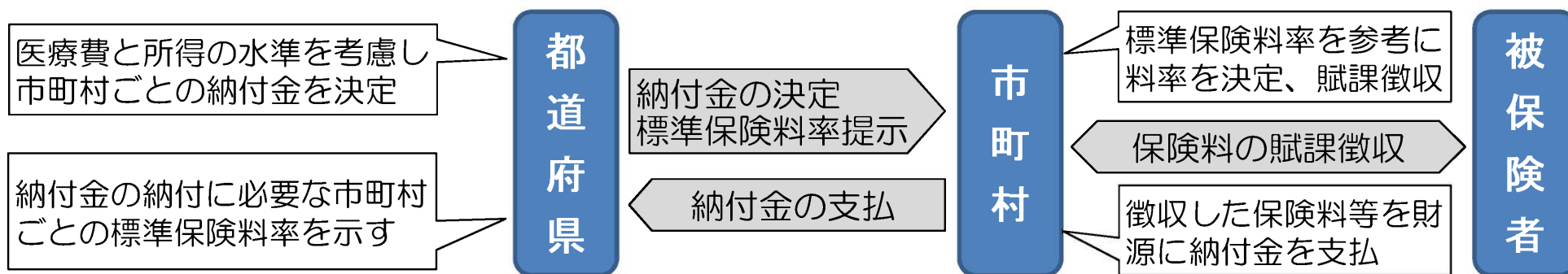
- 加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い
- 加入者の所得水準が低い
- 医療費や保険料（税）の地域差が大きい

国民健康保険の安定化

- 平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体、国保運営方針を策定し、中心的な役割を担う

2 財政運営の仕組みと統一保険料（税）

- 都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金額を決定し、保険給付に必要な費用全額を市町村に支払
- 市町村は保険料を被保険者に賦課徴収し、都道府県が決定した国保事業費納付金を都道府県に納付



※江別市では保険料ではなく、保険税を採用しているため、「料」は「税」と読み替える。

江別市の保険税率と標準保険料率の比較（令和4年度）

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		合計		差
	現行税率	道標準	現行税率	道標準	現行税率	道標準	現行税率	道標準	
所得割(%)	8.30	7.93	1.70	2.56	1.80	1.88	11.80	12.37	△0.57
均等割(円)	24,000	25,608	5,300	8,413	9,600	8,548	38,900	42,569	△3,669
平等割(円)	25,500	26,057	6,000	8,560	0	6,634	31,500	41,251	△9,751

北海道は道内の保険料（税）率を令和12年度に統一することを目指している

被保険者の急激な負担を緩和するため、段階的に標準保険料率に合わせるため、税率・税額の引上げについて協議する必要がある。

3 報告事項 (2) 令和3年度江別市国民健康保険特別会計決算状況について
 (3) 令和4年度江別市国民健康保険特別会計予算の概要について

単位:千円

行 番 号	歳 入	令和2年度 決算額	令和3年度			令和4年度 当初予算額 C
			予算現額 A	決算額 B	差引額 B-A	
1	国民健康保険税	1,946,715	1,903,888	1,988,841	84,953	1,905,365
2	一般被保険者分	1,946,388	1,903,572	1,988,352	84,780	1,905,037
3	退職被保険者分	327	316	489	173	328
4	国庫支出金	61,636	1	15,472	15,471	1
5	道支出金	8,836,775	9,538,906	9,259,513	△ 279,393	9,239,767
6	一般会計繰入金	1,000,150	1,039,190	1,023,512	△ 15,678	1,046,160
7	基金繰入金	111,568	138,762	138,762	0	110,619
8	繰越金	166,734	119,192	119,192	0	1
9	その他の収入	67,222	30,775	67,586	36,811	30,087
10	歳入合計	12,190,800	12,770,714	12,612,878	△ 157,836	12,332,000
11	※ 《参考》 精算要素	△ 275,428		△ 298,580		△ 110,620
12	実質収入	11,915,372		12,314,298		12,221,380

行 番 号	歳 出	令和2年度 決算額	令和3年度			令和4年度 当初予算額 C
			予算現額 A	決算額 B	差引額 A-B	
13	総務費	76,872	86,761	79,629	7,132	84,878
14	保険給付費	8,623,412	9,343,141	9,048,396	294,745	9,056,000
15	国民健康保険事業費納付 金	3,066,104	3,063,487	3,063,486	1	3,043,843
16	共同事業拠出金	2	3	1	2	3
17	財政安定化基金拠出金	9	4	3	1	-
18	保健事業費	115,224	137,989	119,000	18,989	129,983
19	基金積立金	128,195	120,286	119,537	749	75
20	その他の支出	61,790	19,043	5,459	13,584	17,218
21	歳出合計	12,071,608	12,770,714	12,435,511	335,203	12,332,000
22	※ 《参考》 精算要素	△ 166,756		△ 119,537		△ 75
23	実質支出	11,904,852		12,315,974		12,331,925

24	歳入歳出差引	119,192	0	177,367		0
25	単年度実質収支	△ 30,915		38,950		△ 110,545
26	基金残高	760,293		741,068		630,524
27	精算要素を除いた収支	10,520		△ 1,676		△ 110,545

※交付金や納付金の前年度・前々年度の返還や追加交付等の精算金

※赤字及び黒字要素である繰越金、基金積立金、基金繰入金

江別市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 江別市国民健康保険条例（昭和 45 年条例第 12 号。以下「条例」という。）
第 2 条に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）については、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 協議会の名称は、江別市国民健康保険運営協議会とする。

(会長の職務権限)

第 3 条 会長は、会務を統理し、会議の議長となる。

(招集)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第 5 条 協議会は、条例第 2 条の規定による委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合においては会長は委員としては議決に加わる権利を有しない。

(委員の辞職)

第 6 条 委員が辞職しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 45 年 4 月 14 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 10 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。